

令和元年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ネ)第2718号 債券償還等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所
平成28年(ワ)第19581号)

口頭弁論終結の日 令和元年7月30日

判 決

アルゼンチン共和国ブエノスアイレス市ポサダ1641

控 訴 人	アルゼンチン共和国
同代表者司法長官	ベルナルド サラヴィア フリアス
同訴訟代理人弁護士	出 井 直 樹
同訴訟復代理人弁護士	日 比 野 明 希 子

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

被 控 訴 人	株式会社三菱UFJ銀行
同代表者代表取締役	三 毛 兼 承

東京都千代田区大手町一丁目5番5号

被 控 訴 人	株式会社みずほ銀行
同代表者代表取締役	藤 原 弘 治

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

被 控 訴 人	株式会社新生銀行
同代表者代表取締役	工 藤 英 之
上記3名訴訟代理人弁護士	江 尻 隆 啓
同	伊 東 啓 久
同	宮 塚 久 也
同	佐 藤 一 也
同	浦 野 祐 介
同	山 本 明
同	渡 邊 俊 典

同訴訟復代理人弁護士

田 口 祐 樹

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、全審級を通じ、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2(1) 主位的申立て
被控訴人らの訴えをいずれも却下する。
- (2) 予備的申立て
主文第2項と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、銀行である被控訴人らが、外国国家である控訴人が平成8年12月から平成12年9月にかけて4回にわたり発行した円建て債券（以下「本件債券」という。）を保有する債権者から訴訟追行権を授与された訴訟担当者として、控訴人に対し、当該債券の償還並びに約定利息及び遅延損害金の支払を求める事案である。

控訴人は、外国国家であるため我が国の裁判権を免除され、仮にそうでないとしても、本件債券について控訴人が行った支払停止措置が執られたことからすれば本件債券の弁済期は未到来であり、仮に弁済期が到来しているとすれば債権は時効消滅している旨を主張して争っている。

差戻前第1審において、被控訴人らは本件訴訟について原告適格を有しないとして本件訴えをいずれも却下する判決が言い渡され、差戻前控訴審においてもその判断が維持されたが、上告審において、被控訴人らの任意的訴訟担当者としての原告適格を肯定し、上記の差戻前控訴審判決を破棄して差戻前第1審

判決を取り消し、本件を東京地方裁判所に差し戻す旨の判決が言い渡された。

- 2 原審は、控訴人は本件訴訟について我が国の民事裁判権に服することを免除されず、控訴人において支払停止措置が執られたとしても本件債券の弁済期は未到来であるということとはできず、本件債券の償還等請求権は時効消滅したとはいえないとして、被控訴人らの請求を認容したところ、これを不服とする控訴人が控訴をした。

被控訴人らは、本件債券及び利札の一部が償却されたとして、訴えを一部取り下げた。その結果、当審において審理判断の対象は、別紙1記載の請求対象債券一覧のとおりとなった。また、控訴人は、当審において弁済の抗弁を追加した。

- 3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次の4のとおり原判決を補正し、次の5のとおり当審における主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1から3まで（原判決4頁16行目から26頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 原判決の補正

- (1) 原判決4頁23行目の「別紙2」を「原判決別紙2」と改める。
- (2) 原判決5頁2行目の「といい」から「本件債券」までを削る。
- (3) 原判決8頁25行目の「繰り延べている」を「繰り延べていた」と改める。
- (4) 原判決9頁22行目の「別紙1」を「原判決別紙1」と改める。
- (5) 原判決9頁23・24行目の「本件訴訟を提起し」の後に「たのに対し、控訴人は、本件には裁判権免除の適用があり、かつ、被控訴人らは当事者適格を有しないから被控訴人らの訴えは不適法であるとのみ主張して争つ」を加える。
- (6) 原判決9頁26行目の「本訴請求債権について」の後に「は、本件支払延期措置が適用され支払期限が未到来である旨主張し、さらに、仮に本件支払延期措置の適用がない場合であっても時効が成立するため、」を加える。

(7) 原判決10頁1行目の末尾の後に改行の上、次のとおり加える。

「ウ 差戻前第1審判決は平成25年1月28日に言い渡され、被控訴人らには当事者適格が認められないとして被控訴人らの訴えが却下された。また、差戻前控訴審判決は平成26年1月30日に言い渡され、差戻前第1審判決と同様に、被控訴人らには当事者適格が認められないとして被控訴人らの各控訴が棄却された。しかし、被控訴人らが上告したところ、最高裁判所は、平成28年6月2日、被控訴人らの任意的訴訟担当者としての原告適格を肯定し、上記の差戻前控訴審判決を破棄して差戻前第1審判決を取り消し、本件を東京地方裁判所に差し戻す旨の判決を言い渡した（当裁判所に顕著な事実）。

エ 原審は、平成30年3月26日、控訴人は本件訴訟について我が国の民事裁判権に服することを免除されず、控訴人において支払停止措置が執られたとしても本件債券の弁済期は未到来であるということはず、本件債券の償還等請求権は時効消滅したとはいえないとして、被控訴人らの請求を認容する判決を言い渡した（当裁判所に顕著な事実）。

オ 控訴人は、当審においても、外国国家であるため我が国の裁判権を免除され、仮にそうでないとしても、本件債券について控訴人が行った支払停止措置が執られたことからすれば本件債券の弁済期は未到来であり、仮に弁済期が到来しているとすれば債権は時効消滅している旨を主張して争っていたが、当裁判所が弁論を終結したところ、弁論の再開を求めた上、再開後の弁論において、本件債券の債権者らとの間で、債権者集会における特別決議を経て和解が成立したため和解金額を全額支払ったとして、弁済の抗弁を主張した（当裁判所に顕著な事実）。」

(8) 原判決10頁15行目と16行目の間に次のとおり加える。

「ウ 控訴人の債権者らに対する令和元年5月20日付けの支払に本件債券に対する弁済の効力が認められるか（争点7）」

5 当審における主張（弁済の抗弁）

(1) 控訴人の主張

ア 控訴人は、平成31年1月15日付けで債権者集会招集公告を行い、同年2月22日、本件債券について債権者集会（以下「本件債権者集会」という。）が開催され、別紙2ないし5記載のとおり和解案（以下「本件和解案」という。）が可決承認された。

本件和解案の概要は、以下のとおりである。

(ア) 控訴人の本件債券上の義務は、平成31年6月22日までに控訴人又はその委託する信託機関が、債券管理会社（の代表）兼元利金支払事務取扱者の代表へ、本件債券の未償還元本の150%相当額及び支払に関する手数料の支払を行うことをもって消滅する。

(イ) 本件債券の支払は、本件要項に定められる本件債券の元利金支払事務取扱者の支払場所（登録債の場合は債権者が指定した元利金支払場所）において、債券管理会社（の代表）兼元利金支払事務取扱者の代表が支払を受領した日から2年間の権利行使期間に限り、債権者の請求により行われる。具体的には、①債券及び利札をいずれも保有している債権者に対しては債券券面額の150%を、②利札のみ保有している債権者に対しては利札の券面額を、③利札の欠けた債券を保有している債権者に対しては債券券面額の150%から利札の券面額を引いた額を、それぞれ支払う。2年間の権利行使期間内に債権者から請求がない場合、債券管理会社（の代表）兼元利金支払事務取扱者の代表は、控訴人に対し、債権者に支払った金額の残余额を返還する。

イ 以上の結果、控訴人は、債権者らに対し、本件第4回債券につき5億0166万8000円の、本件第5回債券につき1億3518万円の、本件第6回債券につき8億3961万8000円の、本件第7回債券につき13億4429万円の支払義務を負うこととなった。

ウ そして、控訴人は、令和元年5月20日、上記和解金につき、被控訴人らから指定された送金先口座に送金して、弁済した。

(2) 被控訴人らの主張

ア 控訴人の主張のうちア記載の事実及びウ記載の事実のうち、控訴人が主張する日にその主張に係る金銭が送金された事実はいずれも認め、弁済したとの主張及びイは争う。

イ 本件和解案は本件債券の債権者に不利益な内容を含んでいるにもかかわらず、本件債権者集会については、出席しなかった債権者がおり、議案に反対した債権者もいた。したがって、本件債権者集会における決議の効力が全債権者に及ぶと断定することはできず、控訴人が債権者らに支払義務を負っている債権額については争う。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本案前の抗弁には理由がないと判断するが、原判決とは異なり、被控訴人らの請求については、当審における控訴人の弁済の抗弁が認められるため、いずれも理由がないものと判断する。

その理由は、次の2のとおり原判決を補正し、3のとおり控訴人の当審における主張に対する判断を行うほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1（原判決26頁8行目から29頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、原判決29頁17行目から32頁23行目までの本案における争点2ないし6に対する判断は、後記のとおり、控訴人の当審における弁済の抗弁が認められるため、これを行う必要がない。）。

2 原判決の補正

(1) 原判決27頁7行目の「なお、」から12行目末尾までを改行の上次のとおり改める。

「この点、控訴人は、当審においても、本件支払延期措置が、国家の危機的な状況に対処し、国家の財政破たんを回避するため、控訴人の憲法の規

定に基づき、予算法を含む同国議会の立法行為並びにそれに基づく大統領及び経済相の行政行為として決定され実行されたものであり、高度な政治的判断に基づいて行われたものであることからすれば、本件支払延期措置は、主権的行為そのものであり、控訴人が本件支払延期措置を本案上の抗弁として主張する以上、本件訴訟について、控訴人は民事裁判権から免除されるべきである旨主張する。

しかし、当裁判所も、裁判権免除は、被控訴人らが控訴人に対して主張する訴訟物である請求権の存否に関する本案審理に入るか否かという局面において問題となる訴訟要件の一つであり、その請求権が本件債券の発行という私人でも行うことが可能な商業取引に基づくものである以上、控訴人主張の裁判権免除は認められないと解する。この点は、同じ訴訟要件であっても、例えば国際裁判管轄のように当事者間の衡平；裁判の適正・迅速を期するという理念に基づき判断されるべきものとは異なり、裁判権免除は、訴訟物たる権利関係が主権的行為を原因とするものか否かによって判断されるべきものである。

控訴人は、本件支払延期措置が主権的行為によって行われた旨主張するが、支払延期措置は、訴訟物である請求権の存否についての本案審理を行う過程で主張される抗弁であり、しかも、権利の発生を前提としてその行使を阻害する抗弁にすぎないから、訴訟物である請求権の存否に関する本案審理に入るか否かの局面で問題となる裁判権免除の問題とは性格を異にする問題である。

控訴人は、被控訴人らの請求に理由があるか否かを判断するためには、控訴人の議会及び政府による本件支払停止措置の効力及び影響が及ぶかどうかの問題に日本の裁判所が踏み込まざるを得ず、裁判権免除の趣旨が外国国家の主権的行為を法廷地国の司法権の判断に服させることを避けるというものであり、この趣旨は制限的免除主義のもとでも維持されているこ

とからすれば、本件において、本件支払停止措置に係る同国法令の影響及び影響の有無を我が国の裁判所が判断することは避けるべきである旨主張する。しかし、被控訴人らの主張する訴訟物が裁判権免除の及ばない商業取引に基づくものであるため、その請求権の行使を阻害するために行われた本件支払延期措置も、その行為の本質は、弁済期を繰り延べるために行われた私法的ないし業務管理的な行為であるというほかない。その措置を決定する過程で、控訴人の議会や政府の行為が行われ、その際に高度に政治的な判断がされたからといって、その行為の性質が変化するというものでもなく、結局は、弁済期繰り延べのための私法的ないし業務管理的な行為が行われたというほかなく、主権的行為と解することはできない。

しかも、本件の場合、本件支払停止措置の効力についての実体判断については、準拠法選択の判断の結果として、控訴人の法を前提とすると、本件支払停止措置が同法によって根拠づけられることになり、他方、契約準拠法である日本法を前提とするならば、民法419条3項によって決着するものと解され、その実体判断の過程で、我が国の裁判所が控訴人の議会や政府の主権的判断の適否について立ち入って判断する必要があるとはいえないから、控訴人の主権を侵害するおそれはなく、控訴人の主張はこの点からも失当である（なお、本件においては、後記のとおり控訴人の弁済の抗弁が認められるから、そもそも本件支払停止措置についての実体判断に入る必要性が認められない。）。」

(2) 原判決28頁11行目の末尾の後に改行の上、次のとおり加える。

「この点について、控訴人は、本件支払延期措置について、国家の危機的な状況に対処し、国家の財政破たんを回避するため、前記主張のとおり、高度な政治的判断に基づき、手続的にも、議会の立法措置並びに大統領及び経済相の行政行為として決定され実行されたものであり、主権国家しかなしえない行為であることからすれば、本件支払延期措置に本件放棄条項

による事前同意は及ばないと考えるべきであり、このことは、本件要項の期限の利益喪失事由に定められたモラトリアム宣言が実体法上の問題であり、裁判権の問題である裁判権免除とは次元が異なっていることからしても明らかである旨主張する。

しかし、本件要項の期限の利益喪失事由に「モラトリアム宣言をした場合」が明確に定められているということは、本件放棄条項による事前同意を行った際に、国家の財政破綻といった危機的状況の生じ得ることも想定していたというほかない。そして、その上で控訴人が本件放棄条項による事前同意を行った以上、モラトリアム宣言と全く同様の法的効果を発生させる本件支払延期措置を行う際に、手続的に控訴人主張のような議会や政府の行為を伴い、政治的な判断がされたからといって、本件放棄条項の適用を免れることはできないというべきである（この点の判断も、控訴人の議会や政府の政治判断の適否に立ち入るものではなく、控訴人の主権を侵害するものではない。）。

(3) 原判決28頁17行目から29頁12行目までを次のとおり改める。

「この点について、控訴人は、本件支払延期措置の効力について我が国の裁判所が審理することは、控訴人が緊急事態下において国民の利益を守るために高度な政治的判断の下で行った主権的行為について審理することになり、控訴人の主権を侵害する恐れがある旨主張する。

しかし、前記のとおり、本件支払延期措置は、その行為の本質が、弁済期を繰り延べるために行われた私法的ないし業務管理的な行為であるというほかなく、主権的行為であるということとはできない上、その効力についての実体判断をする上で、控訴人の議会や政府の主権的判断の適否を判断することにはならないから、控訴人主張の点を考慮しても、裁判権免除を認めるべき特段の事情があるということとはできない。」

3 控訴人の弁済の抗弁について

(1) 掲記の証拠等及び弁論の全趣旨によれば以下の事実が認められる。

ア 本件要項 1 2 項には以下の規定がある。(甲 1, 7, 13, 18)

(ア) 控訴人は、本件第 4 回債券については債券の管理会社の代表者に対して、本件第 5 回から第 7 回債券までについては債券の管理会社に対して、債権者集会の開催予定日の 35 日前までに書面による通知を行って、本件債券の債権者の権利に重大な影響を及ぼすと債券の管理会社が認めた事項を議題とする債権者集会を招集することができる。この場合、債券の管理会社は、当該債権者集会の招集公告を開催日の 21 日前までに行う。

(イ) 債権者集会においては、本件債券の債権者は、その保有する本件債券の額面 100 万円毎 (但し本件第 5 回債券については 1000 万円毎) に 1 個の議決権を有するところ、未償還の本件債券につき和解を行うための決議は、本件債券の未償還額面総額の 2 分の 1 を超える本件債券を有する債権者が出席する債権者集会において、その議決権の 3 分の 2 以上の多数決 (以下「特別決議」という。) によって採択される。

(ウ) 上記特別決議は、日本法により認められる限度で当該集会に出席したか否かを問わず、すべての本件債券の債権者を拘束し、その執行は債券の管理会社が行う。

イ 控訴人は、本件和解案を採択させるため、上記ア(ア)の規定に基づき、本件債券につき、本件債権者集会の開催日を平成 31 年 2 月 22 日と定めた上で、本件債権者集会の開催日の 35 日以上前である平成 31 年 1 月 10 日までに、債券の管理会社 (ないしその代表者) である被控訴人新生銀行及び被控訴人三菱東京 UF J 銀行に対し、書面による通知を行い、本件債権者集会を招集した。なお、本件和解案には、控訴人の本件債券上の義務は未償還元本の 150% に相当する金額を支払うことをもって消滅すること及び本件債券の債権者は被控訴人らが和解金を受領した日から 2 年間は

経過した後は被控訴人らに対して支払を請求できない旨の記載があった。

(争いがない。)

ウ 控訴人は、平成31年1月15日、日本経済新聞及び官報に本件和解案を議案として記載し、本件債権者集会招集に関する公告を行った(乙74, 75)。

エ 本件債権者集会は、平成31年2月22日に開催され、本件債券について、本件債券の未償還額面総額の2分の1を超える本件債券を有する債権者が出席し、その議決権の3分の2以上の多数決である特別決議によって採択された。ただし、本件債権者集会には出席しなかった債権者がおり、本件第6回債券及び本件第7回債券に係る決議においては、反対した債権者がいた(乙76から79まで)。

本件特別決議によると、控訴人が本件債券の債権者らに支払うべき和解金は、第4回債券につき5億0166万8000円、本件第5回債券につき1億3518万円、本件第6回債券につき8億3961万8000円、本件第7回債券につき13億4429万円となる。

オ 控訴人は、本件債権者集会における特別決議の結果、上記和解金の支払義務を負うこととなったとして、上記和解金の全額を被控訴人らから指定された送金先口座に送金した。(争いがない。)

(2) 以上によれば、本件債券の全債権者は、事前に本件要項に記載されていた内容について合意していたところ、その内容に従った手続を経て、本件債権者集会における特別決議によって本件和解案が採択された事実が認められる。そうすると、本件要項に従い、上記特別決議は集会に出席したか否かを問わず、すべての本件債券の債権者を拘束し、本件債券の債権者らの権利は、本件和解案の内容に従って変更され、その結果、控訴人が支払うべき和解金額は、第4回債券につき5億0166万8000円、本件第5回債券につき1億3518万円、本件第6回債券につき8億3961万8000円、本件第

7回債券につき13億4429万円となったというべきである。そして、本件要項によれば、特別決議の執行は債券の管理会社が行うこととされ、上記認定のとおり、控訴人が、債券の管理会社である被控訴人らが指定した送金先口座に上記和解金額全額を送金したことによって、本件債券の債権者らの償還金等請求権は弁済により消滅したと認められる。

- (3) 被控訴人らは、本件和解案の内容が本件債券の債権者に不利益な内容を含んでおり、本件要項には特別決議は日本法により認められる限度で債権者集会に出席したか否かを問わずすべての債権者を拘束する旨定められているにもかかわらず、我が国の改正前の商法が適用される社債権者集会のように決議に関する裁判所の認可という裁判所の後見的関与がないため、すべての債権者との間で拘束力があると断定することはできない旨主張する。

しかし、上記のとおり、本件和解案は、本件要項において必要とされる前記特別決議によって採択されたところ、本件要項では、日本法により認められる限度で当該集会に出席したか否かを問わず、すべての本件債券の債権者を拘束する旨明記されているのであり、本件債券の債権者らは本件要項の当該内容について事前に合意していたというべきである。そして、本件債権者集会の特別決議は、本件要項に従い、本件債券の未償還額面総額の2分の1を超える本件債券を有する債権者が出席する債権者集会において、その議決権の3分の2以上の多数決によって採択されているところ、これは本件債券発行当時の商法における社債権者集会の特別決議（議決権総数の過半数を有する社債権者が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成による決議。同法309条の2、同法319条、324条、343条参照）と同様の内容となっており、また、本件債権者集会の招集の手續や特別決議の方法が日本法や本件要項の記載に反したり、特別決議が、不当の方法によって成立し、著しく不公正であり、本件債券の債権者らの一般の利益に反したりするといった事情も認められない（同法326条。債権者集会の決議の不認

可事由参照) ことからしても、本件債権者集会の特別決議の効力を本件債券の全債権者に及ぼすことに問題はないというべきである。

(4) そうすると、控訴人の弁済の抗弁が認められるから、その余の点について判断するまでもなく、被控訴人らの請求は理由がない。

4 したがって、被控訴人らの請求はいずれも棄却すべきことになるが、本件訴訟の訴訟経過は、補正の上で引用した前記前提事実(7)のとおりであり、控訴人は、差戻後の原審及び当審における訴訟経過も踏まえ、本件債券の債権者らとの間で本件和解案による訴訟外の和解をし、本件和解案に従った弁済を行ったものと認められる。この点、控訴人は、本件の和解提案は差戻後の原審判決がされる前から行っていた旨主張するが、そうであっても、当審において控訴人が控訴理由として原審における主張を維持しながら、いったん弁論を終結した後になってようやく最終的な決着に至った経過自体から、差戻後の原審における訴訟の経過及びその請求認容判決並びに当審における訴訟経過が、その和解方針を決定し、維持して本件和解案により最終的に解決することとする上で、考慮の対象となったことは、容易に推認することができる。そのため、全審級を通じて、被控訴人らによる訴訟行為は、民訴法62条に定める権利の伸張に必要であったものと認められるから、本件訴訟の総費用は、控訴人に負担させるのが相当である。

5 よって、本件控訴による主位的申立ては理由がないが、予備的申立ては理由があるから、原判決を取り消した上、被控訴人らの請求を棄却することとし、訴訟費用については上記のとおり、民訴法62条を適用し、全審級を通じて控訴人に負担させることとして、主文のとおり判決する。


東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官


都築政則

東京高等裁判所

裁判官

飯塚圭一 

裁判官

新田和憲 

別紙1

請求対象債券一覧

1-1

次の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）の債券（登録債1000万円券）合計19口。

163, 610, 611, 842ないし851, 1759, 1996,
3464, 3465, 3781, 3782。

1-2

次の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）の債券（登録債100万円券）合計3口。

11653ないし11655。

1-3

次の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）の債券（現物債100万円券）合計141口。

401ないし437, 4183, 11146, 11147,
11457ないし11466, 11528ないし11532,
11715ないし11800。

1-4

1-3記載の番号の第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）の債券（現物債100万円券）の第11期, 第12期の各利札

2-1

次の番号の第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）の債券（登録債10

00万円券) 合計5口。

381, 1056, 1057, 1153, 1154。

2-2

次の番号の第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)の債券(現物債1000万円券) 合計4口。

175, 176, 1587, 1588。

2-3

2-2記載の番号の第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)の債券(現物債1000万円券)の第5期ないし第8期の各利札

3-1

次の番号の第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債100万円券(第8期利札を含む)) 合計559口。

2812ないし2814, 4036, 4092, 4093,

4191ないし4196, 4312ないし4324, 4327ないし4336,

4387ないし4400, 13637, 14315, 14317,

14336ないし14345, 22618ないし22622,

22624, 22646, 26704, 26725ないし26727,

26785, 26795, 26864ないし26870,

26873ないし26900, 26923ないし26942,

26965ないし26969, 27701ないし27800,

28101ないし28200, 29751ないし29800, 29843,

30501ないし30538, 31002, 32139ないし32143,

32145ないし32158, 32303ないし32305, 32666,

32701ないし32719, 32789ないし32800,

33161ないし33175, 33194ないし33198,
33798ないし33800, 34701ないし34705, 34736,
34737, 35140ないし35150, 35162ないし35200。

3-2

3-1記載の番号の第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債100万円券)の第4期ないし第7期の各利札

4-1

次の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(登録債1000万円券)合計44口。

2884ないし2893, 3033ないし3066。

4-2

次の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債1000万円券(第7期ないし第10期利札の全部を含む))合計15口。

902, 1433, 2629ないし2641。

4-3

4-2記載の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債1000万円券)の第3期ないし第6期の各利札

4-4

次の番号の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債1000万円券(第7期ないし第10期利札の全部を含む))合計305口。

108ないし111, 2364ないし2400, 3411ないし3413,
3421, 4004ないし4008, 4381ないし4390,

6151ないし6155, 6175ないし6200, 8208ないし8213,
9801ないし9900, 11817, 11884, 11896ないし11898,
15092ないし15094, 15097ないし15100,
16824ないし16829, 16835ないし16838, 16846,
16847, 16856ないし16858, 18042ないし18100,
24013, 24014, 24059, 24060, 24562ないし24566,
24608, 25482ないし25488, 25492ないし25496。

4-5

4-4記載の第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)の債券(現物債100万円券)の第3期ないし第6期の各利札

別紙2 第4回債にかかる和解案

第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)につき、下記事項を承認する件。但し、下記事項は一括して承認の対象とするものとします。

(1) アルゼンチン共和国(以下「共和国」といいます。)の本債券上の義務は、2019年6月22日までに、共和国又は共和国の委託する信託機関が、本債券の未償還元本の150%に相当する金額である5億0,100万円及び本債券に関する元利金支払事務取扱契約証書第4条に定める本債券の支払に関する手数料を債券の管理会社の代表者兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社新生銀行に対し支払うことをもって消滅すること。なお、共和国は、上記5億0,100万円のうちその割合に応じた額を受領した債権者が、債券元本の100%に相当する金額は本債券の未償還元本に、利札(第11期及び第12期の各利札をいう。以下同じ。)の券面額に相当する金額は本債券に係る未払利息に、残余の金額は本債券に係る遅延損害金に、それぞれ充当することを確認するものとします。

(2) 本債券の支払いは、(1)に定める金額を債券の管理会社の代表者兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社新生銀行が受領した日から2年間(以下「支払期間」といいます。)、債権者の請求により、以下のとおり、本債券の債券の要項に定められる本債券の元利金支払事務取扱者の支払場所(登録債の場合は債権者が指定した元利金支払場所)において行われること。

- (i) 本債券の債券及び利札 債券元本の150%に相当する額すべて(登録債の場合は登録機関が作成する弁済金領収書)を提出した債権者
- (ii) 利札の全部又は一部が 債券元本の150%から欠けている利札の券面額を控除した額に欠けた本債券の債券を

別紙2 第4回債にかかる和解案

提出した債権者 相当する額

(iii) 本債券の債券から切り 利札の券面額に相当する額

離された利札のみ提出

した債権者

- (3) 債権者は、支払期間が経過した後は、債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いを請求することができないこと。
- (4) 債権者は、本債券の元利金支払事務取扱者の代表である株式会社新生銀行が、支払期間が経過した後、支払期間内に、債権者から債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いの請求がなされなかった金額を、共和国又は共和国の委託する信託機関に対し返戻することを了承すること。但し、本債券の支払いに関する手数料は返戻する必要はないこと。
- (5) 債権者は、上記(1)ないし(4)の各変更を実施するために、債券の管理会社の代表者、代表元利金支払事務取扱者及び登録機関である株式会社新生銀行が適切な行為及び手続をとることを承認すること。

別紙3 第5回債にかかる和解案

第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)につき、下記事項を承認する件。但し、下記事項は一括して承認の対象とするものとします。

(1) アルゼンチン共和国(以下「共和国」といいます。)の本債券上の義務は、2019年6月22日までに、共和国又は共和国の委託する信託機関が、本債券の未償還元本の150%に相当する金額である1億3,500万円及び本債券に関する元利金支払事務取扱契約証書第4条に定める本債券の支払に関する手数料を債券の管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行に対し支払うことをもって消滅すること。なお、共和国は、上記1億3,500万円のうちその割合に応じた額を受領した債権者が、債券元本の100%に相当する金額は本債券の未償還元本に、利札(第5期ないし第8期の各利札をいう。以下同じ。)の券面額に相当する金額は本債券に係る未払利息に、残余の金額は本債券に係る遅延損害金に、それぞれ充当することを確認するものとします。

(2) 本債券の支払いは、(1)に定める金額を債券の管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行が受領した日から2年間(以下「支払期間」といいます。)、債権者の請求により、以下のとおり、本債券の債券の要項に定められる本債券の元利金支払事務取扱者の支払場所(登録債の場合は債権者が指定した元利金支払場所)において行われること。

(i) 本債券の債券及び利札 債券元本の150%に相当する額
すべて(登録債の場合は
登録機関が作成する弁
済金領収書)を提出した
債権者

(ii) 利札の全部又は一部が 債券元本の150%から欠けてい
欠けた本債券の債券を る利札の券面額を控除した額に

別紙3 第5回償にかかると和解案

提出した債権者	相当する額
(iii) 本債券の債券から切り 離された利札のみ提出 した債権者	利札の券面額に相当する額

- (3) 債権者は、支払期間が経過した後は、債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いを請求することができないこと。
- (4) 債権者は、本債券の元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行が、支払期間が経過した後、支払期間内に、債権者から債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いの請求がなされなかった金額を、共和国又は共和国の委託する信託機関に対し返戻することを了承すること。但し、本債券の支払いに関する手数料は返戻する必要はないこと。
- (5) 債権者は、上記(1)ないし(4)の各変更を実施するために、債券の管理会社、代表元利金支払事務取扱者及び登録機関である株式会社三菱UFJ銀行が適切な行為及び手続をとることを承認すること。

別紙4 第6回償にかかると和解案

第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)につき、下記事項を承認する件。但し、下記事項は一括して承認の対象とするものとします。

- (1) アルゼンチン共和国(以下「共和国」といいます。)の本債券上の義務は、2019年6月22日までに、共和国又は共和国の委託する信託機関が、本債券の未償還元本の150%に相当する金額である8億3,850万円及び本債券に関する元利金支払事務取扱契約証書第4条に定める本債券の支払に関する手数料を債券の管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行に対し支払うことをもって消滅すること。なお、共和国は、上記8億3,850万円のうちその割合に応じた額を受領した債権者が、債券元本の100%に相当する金額は本債券の未償還元本に、利札(第4期ないし第8期の各利札をいう。以下同じ。)の券面額に相当する金額は本債券に係る未払利息に、残余の金額は本債券に係る遅延損害金に、それぞれ充当することを確認するものとします。
- (2) 本債券の支払いは、(1)に定める金額を債券の管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行が受領した日から2年間(以下「支払期間」といいます。)、債権者の請求により、以下のとおり、本債券の債券の要項に定められる本債券の元利金支払事務取扱者の支払場所(登録債の場合は債権者が指定した元利金支払場所)において行われること。
 - (i) 本債券の債券及び利札すべて 債券元本の150%に相当する額
(登録債の場合は登録機関が作成する弁済金領収書)を提出した債権者
 - (ii) 利札の全部又は一部が欠けた 債券元本の150%から欠けている利札の券面額を控除した額に相当する額
本債券の債券を提出した債権者

別紙4 第6回債にかかる和解案

(iii) 本債券の債券から切り離され 利札の券面額に相当する額
た利札のみ提出した債権者

- (3) 債権者は、支払期間が経過した後は、債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いを請求することができないこと。
- (4) 債権者は、本債券の元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行が、支払期間が経過した後、支払期間内に、債権者から債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いの請求がなされなかった金額を、共和国又は共和国の委託する信託機関に対し返戻することを了承すること。但し、本債券の支払いに関する手数料は返戻する必要はないこと。
- (5) 債権者は、上記(1)ないし(4)の各変更を実施するために、債券の管理会社、代表元利金支払事務取扱者及び登録機関である株式会社三菱UFJ銀行が適切な行為及び手続をとることを承認すること。

第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)につき、下記事項を承認する件。但し、下記事項は一括して承認の対象とするものとします。

(1) アルゼンチン共和国(以下「共和国」といいます。)の本債券上の義務は、2019年6月22日までに、共和国又は共和国の委託する信託機関が、本債券の未償還元本の150%に相当する金額である13億4,250万円及び本債券に関する元利金支払事務取扱契約証書第4条に定める本債券の支払に関する手数料を債券の管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行に対し支払うことをもって消滅すること。なお、共和国は、上記13億4,250万円のうちその割合に応じた額を受領した債権者が、債券元本の100%に相当する金額は本債券の未償還元本に、利札(第3期ないし第10期の各利札をいう。以下同じ。)の券面額に相当する金額は本債券に係る未払利息に、残余の金額は本債券に係る遅延損害金に、それぞれ充当することを確認するものとします。

(2) 本債券の支払いは、(1)に定める金額を債券の管理会社兼元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行が受領した日から2年間(以下「支払期間」といいます。)、債権者の請求により、以下のとおり、本債券の債券の要項に定められる本債券の元利金支払事務取扱者の支払場所(登録債の場合は債権者が指定した元利金支払場所)において行われること。

- (i) 本債券の債券及び利札すべて 債券元本の150%に相当する額
(登録債の場合は登録機関が
作成する弁済金領収書)を提出
した債権者
- (ii) 利札の全部又は一部が欠けた 債券元本の150%から欠けてい
本債券の債券を提出した債権 る利札の券面額を控除した額に
者 相当する額

(iii) 本債券の債券から切り離され 利札の券面額に相当する額
た利札のみ提出した債権者

- (3) 債権者は、支払期間が経過した後は、債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いを請求することができないこと。
- (4) 債権者は、本債券の元利金支払事務取扱者の代表である株式会社三菱UFJ銀行が、支払期間が経過した後、支払期間内に、債権者から債券の管理会社又は元利金支払事務取扱者に対して支払いの請求がなされなかった金額を、共和国又は共和国の委託する信託機関に対し返戻することを了承すること。但し、本債券の支払いに関する手数料は返戻する必要はないこと。
- (5) 債権者は、上記(1)ないし(4)の各変更を実施するために、債券の管理会社、代表元利金支払事務取扱者及び登録機関である株式会社三菱UFJ銀行が適切な行為及び手続をとることを承認すること。

これは正本である。

令和元年10月29日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 吉田 恵

